

## 京都動物愛護憲章懇話会要領

### (目的)

第1条 京都動物愛護憲章懇話会（以下「懇話会」という。）は、京都府及び京都市が京都動物愛護憲章（仮称）を制定するに当たり、意見や助言を聴取し、又は意見交換を行うことを目的とする。

### (構成)

第2条 懇話会の委員は、16人以内とする。

2 懇話会を構成する委員は、次の分野から京都府知事及び京都市長が依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 動物医療関係者
- (3) 動物ボランティア団体
- (4) 動物取扱業及び動物愛護団体
- (5) 行政及び地域代表
- (6) 報道関係機関
- (7) 住民代表

### (任期)

第3条 委員の任期は、平成26年6月1日から平成27年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 京都府知事及び京都市長は、委員のうちから懇話会の会長を指名する。

2 会長は、懇話会の進行をつかさどる。

3 京都府知事及び京都市長は、委員のうちから懇話会の副会長を指名することができる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長がやむを得ない事由により欠席するときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、京都府知事及び京都市長が招集する。

2 京都府知事及び京都市長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 京都府知事及び京都市長は、必要と認めるときは、部会を開催することができる。

2 部会の委員は、京都府知事及び京都市長が指名する。

### (会議の公開)

第7条 懇話会の会議は、公開を原則とする。

### (秘密を守る義務)

第8条 委員は、公開された内容を除き、知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

### (事務)

第9条 懇話会の事務は、京都府健康福祉部生活衛生課及び京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課において行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、京都府健康福祉部長及び京都市保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。